

広島県告示第九十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		広島県三次市吉舎町安田地内				
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十八年法律第五十七号）で定める事項	
鳥巢（三五九四―四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	鳥巢（三五九四―四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
鳥巢（三五九四―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	鳥巢（三五九四―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
鳥巢（三五九四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	鳥巢（三五九四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
鳥巢（三五九四―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	鳥巢（三五九四―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
鳥巢（二二八〇―二一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	鳥巢（二二八〇―二一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
鳥巢（三五九三―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	鳥巢（三五九三―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
鳥巢（三五九三―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	鳥巢（三五九三―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
鳥巢（三五九三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	鳥巢（三五九三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
鳥巢（三五九三―四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	鳥巢（三五九三―四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	

角利左支（五〇九二隣二）	土石流	次の図のとおり	角利左支（五〇九二隣二）	土石流	次の図のとおり
安田上（五〇九四隣a）	土石流	次の図のとおり	安田上（五〇九四隣a）	土石流	次の図のとおり
安田上（五〇九四隣b）	土石流	次の図のとおり	安田上（五〇九四隣b）	土石流	次の図のとおり
安田上（五〇九四隣c）	土石流	次の図のとおり	安田上（五〇九四隣c）	土石流	次の図のとおり
安田上（五〇九四隣d）	土石流	次の図のとおり	安田上（五〇九四隣d）	土石流	次の図のとおり
角利川一（九〇五二）	土石流	次の図のとおり	角利川一（九〇五二）	土石流	次の図のとおり
角利川一（九〇五二隣一）	土石流	次の図のとおり	角利川一（九〇五二隣一）	土石流	次の図のとおり
角利川二（九〇五三）	土石流	次の図のとおり	角利川二（九〇五三）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。